

## 「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

令和2年3月23日  
茨城県保健福祉部生活衛生課  
食の安全対策室

県では、「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、令和2年2月14日(金)から令和2年3月14日(土)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 実施状況

#### (1) 募集内容

「令和2年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

#### (2) 募集期間

令和2年2月14日(金)から令和2年3月14日(土)まで

#### (3) 公表資料

- ①「2019年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「2019年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

#### (4) 公表方法

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」  
(URL: <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>)

#### (5) 提出方法

電子メール, ファクシミリ, 郵送

#### (6) 結果の公表

県ホームページ「いばらき食の安全情報 Web Site」にて公表

#### (7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数            3件
- ②意見等の数            10件

## 2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
全体に関すること	<p>この間の茨城県食品衛生監視指導計画（案）に対して提出された意見は、2019年度の意見提出者も昨年に続き1団体でした。より多くの県民・食品関連業者の皆様への食の安全・安心の確保の取り組みおよび食品衛生監視指導計画を認識し関心を持っていただくためにも、引き続き更なる工夫をされますようお願いいたします。</p>	<p>「いばらき食の安全情報 Web Site」や「県政出前講座」等を活用し、県民にわかりやすい情報を発信するよう努めているところですが、今後は併せて SNS 等を活用し、県の取り組み等さらなる周知に取り組む予定です。</p> <p>なお、今年度の監視指導計画に関する意見募集では、3団体からご意見をいただきました。</p>
1 趣旨	<p>・特になし</p>	
2 監視指導計画の基本的事項 (1)監視指導計画の対象地域	<p>「本計画は、水戸市を除く茨城県全域を対象としています。」について、水戸市が中核都市に移行するにあたっての対応と存じますが、定期協議の場を設定するなど、緊密な連携を継続できるような対応をお願いします。</p>	<p>食品衛生監視指導計画の策定については中核市が実施する事務であるため、県の監視指導計画では水戸市を除きました。</p> <p>水戸市の中核市移行後は、担当学会議、研修会等により情報共有する等、緊密に連携する予定です。</p>
(5) 監視指導・試験検査の実施に関する基本的方向	<p>HACCPに沿った衛生管理が制度化されます。事業者へのこれまで以上の周知や啓発が求められると思います。さらに、消費者へも周知が求められますので、具体的な取り組み内容なども明示願います。</p> <p>いばらきHACCPは、認証シールなどをみて、消費者が商品を選択するときの材料にしています。今後どのような扱いになるのか、認証シールの扱い方ふくめ、消費者へも周知をお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見を受け、7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供において、「HACCPに沿った衛生管理の制度化について、食の安全に係る意見交換会、食品衛生フェア等を活用し、消費者に対する周知・啓発を行います。」と追加しました。</p> <p>また、いばらきハサップについては、HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、存続について検討中であり、認証マークの取扱いを含めた今後の方針について、決定次第、事業者、消費者に周知する予定です。</p>

3 立入検査	・特になし	
4 食品等の試験検査	<p>輸入食品について、日欧EPAやTPPの発行に伴い、今後さらに輸入食品が増加する傾向にあります。国に対して輸入食品の安全性確保の取り組みを一層充実、強化することを要望していただくことに加え、茨城県内に流通している輸入食品の収去検査も引き続きつよめてほしいと考えます。</p>	<p>輸入食品の安全性については、食品衛生法の改正により、食肉等の食品のHACCPに基づく衛生管理や、乳製品・水産食品の衛生証明書の添付が輸入要件にされる等、安全性確保の取り組みが強化されております。</p> <p>また、県においては、引き続き国における検疫対策や輸入食品の違反事例件数等を注視しながら、県内流通する輸入食品の監視に努めたいと考えております。</p>
<p>5 重点監視指導項目</p> <p>(2) 製造段階、加工段階及び調理段階における重点監視指導項目</p>	<p>地域活性化と取り組みなどと合わせてジビエを目にする機会が徐々に増えておりますが、消費者にとっては安全性に対する不安感があります。事業者へのガイドラインに基づく提供を徹底するとともに、消費者が安心して選択出来ることを支援出来る制度などの検討をお願いします。</p>	<p>ジビエについては、食品等事業者に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」に基づき、衛生管理の指導を徹底するとともに、消費者に対しては、リスクコミュニケーションや衛生講習会を通じて食中毒菌、寄生虫、E型肝炎ウイルスによるリスク、中心部までの十分な加熱の必要性等について、普及・啓発を図ることとしております。</p>
6 食品表示の適正化の推進	・特になし	
<p>7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進</p> <p>(3) 食品衛生に関するリスクコミュニケ</p>	<p>保健所等が主催する意見交換会や食の安全に関する意見交換会など、県のホームページにも、開催のお知らせについて載って</p>	<p>リスクコミュニケーションに関する情報提供については、いばらき食の安全ウェブサイトを活用し、わかりやすい情報発信に努めると</p>

ーション	おりますが、開催目的や講演内容など、もうすこしわかりやすい情報提供をお願いいたします。また、開催結果などものせ、参加されなかった方にも情報がわたるよう工夫されるよう要望いたします。	もに、必要に応じて開催結果についても情報提供したいと考えております。
(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供	(4) 県民への食品衛生に関する情報の提供のなかで、ウ、ジビエについてふれられていますが、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)についても、周知されることを望みます。	「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」については、県内関係部局と連携し、県民への周知に努めます。
(5) 食品関係団体等への食品衛生に関する情報提供	消費者が自らの判断で商品を選ぶ力をつけるためにも、食品衛生に関するリスクコミュニケーションに参加する機会が身近にあることが大切だと思い、当団体でも機会を広げていきたいと考えます。どのようにすれば県の支援を受けることが出来るのか、より分かりやすくご案内いただけるよう要望します。	各団体が開催する食品衛生に関するリスクコミュニケーション等については、依頼等に基づき保健所の職員等を派遣いたします。 なお、茨城県では、「県西出前講座」として県が重点的に取り組んでいる事業や施策について、県の職員が集会や職場などにお伺いして説明しております。 詳しくは、茨城県ホームページをご覧ください。
8 一斉取締り	・特になし	
9 違反を発見した場合の対応	・特になし	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	・特になし	
11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導 (6) HACCP	「(6) HACCP」の項目については、概要編における項目の表記「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化の周知及びその導入の支援」に一致させた方が、理解しやすいものと考え	いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。

	えます。	
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	・特になし	
その他	茨城県では毎年7～8月を食中毒予防月間として、消費者への啓発や事業者への指導等行われていますが、温暖化に伴う期間の見直しや消費者・事業者への啓発・監視指導を強めていただきたいと思います。	食中毒予防月間については、厚生労働省で「8月」と定める「食品衛生月間」を「7月及び8月」の2ヶ月に延長して実施しているものです。